

## 車体利用広告デザイン申請時の注意事項

公益社団法人東京屋外広告協会

申請にあたっては、当協会の「**車体利用広告デザイン審査自主基準**」、「**媒体別自主審査基準**」に加え参考にしてください。結果はケースバイケースとなりますのでご了承ください。

§ デザイン審査の基本……空間を取って見やすいこと エロ、グロ、思想等の表現は注意

§ 申請時……バス会社の掲出了承印（審査済）を押印（確認）

§ 屋根部分（窓の上部の上）……原則として認めない

星・空等は説明的でないもの 単色グラデーション程度

§ 窓部分……認めない 全て窓の下のスペースでレイアウトすること

§ 文字……大きすぎ・小さすぎに注意（4行程度）

説明したもの、特に後部は読ませるもの

英文字も注意（ホームページアドレス等）？・！等考えさせる記号はダメ

§ 形状……同じ形のを並べない（水玉・格子模様・パチンコ玉）

§ 写真……顔写真の大きさは、デザインスペースの天地80%を上限とする

§ 下地色……カラーサンプルの添付（地色は必ず）

イラスト・文字等が目立つ色の時、何色も使わない（色数注意）

単色グラデーション程度（赤系は特に注意）

§ 同じ色彩……同じ色彩のスペースが大きい時や特別な色彩の時はカラーサンプルの添付

§ 文字・イラストの色彩……特別な時はカラーサンプル添付（DIC、東洋インク等カラーチップの添付）

※特別な色彩：美観をそこねる色（くどい色、どぎつい色、ピンク、赤系等）

§ 下地色の赤色と黄色の禁止色の範囲（地色又は過半に使用する色のマンセル）

色相・明度・彩度の色が全て次の範囲に含まれているもの

1. 赤色 (1)色相……10RP~10R

(2)明度……4~5 (10RP~6R)、4~6 (6RP~7.5R)、5~6 (7.5R~10R)

(3)彩度……12以上

2. 黄色 (1)色相……10YR~10Y

(2)明度……7.5以上

(3)彩度……10以上

※色相……R（赤）YR（黄赤）Y（黄）GY（黄緑）G（緑）BG（青緑）B（青）PB（青紫）P（紫）RP（赤紫）

### ◎アルコール飲料の掲出は扱わない。

・ノンアルコール飲料の広告はアルコール飲料に準ずる。

・居酒屋、バー、ビアホールなどの店舗広告やその他の広告においても、飲酒を連想する酒類や徳利、グラス等の写真・イラスト類などの使用は避ける。

### ◎たばこ類の掲出は扱わない。（電子たばこを含む）